

3. 関係機関の役割

(1) 医療機関

聴覚検査の施行を担当し、スクリーニング機関(産科医療機関等)においては、正しい NHS の実施と結果説明を実施し、精査医療機関においては、精査、難聴の早期確定診断を行う。

ア. スクリーニング機関(産科医療機関等)

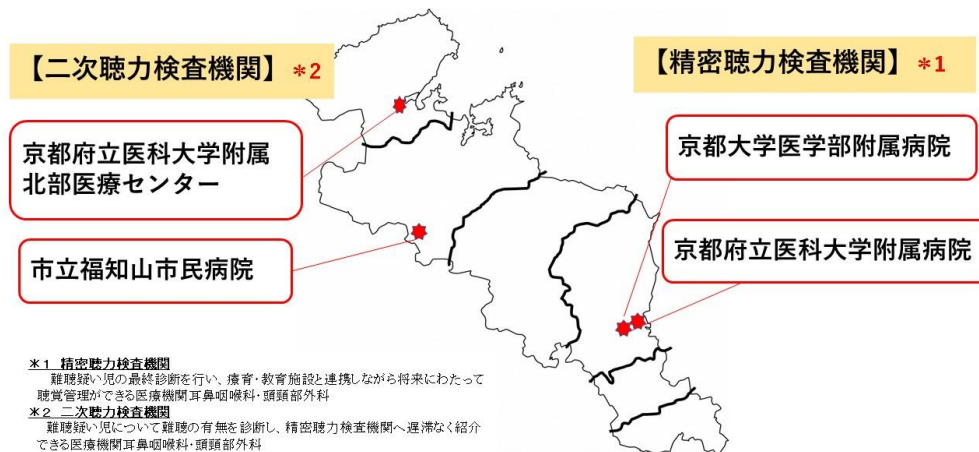
- (ア) NHS の必要性について保護者に十分な情報提供を行う。
- (イ) NHS の結果について保護者に正しく伝える(※結果の詳細は後述)。
- (ウ) NHS で要再検(refer)の児には精査医療機関への確実な紹介連携を行う。
- (エ) 保護者の不安が大きい時には、相談機関の情報提供を行う。
- (オ) NHS の結果を市町村に報告する。

※精査医療機関以外の医療機関に要再検(refer)児が受診した場合、確実に精査医療機関への紹介連携を行う。

イ. 精査医療機関(精密聴力検査機関及び二次聴力検査機関)

- (ア) 個々の症例に応じて、適切な時期に精査を行い、難聴の確定診断と指定療育機関への紹介により早期聴覚補償につなげる。
- (イ) 精密聴力検査機関は、精査結果を市町村に報告する(P36 様式4)。
- (ウ) 精査医療機関以外の医療機関に要再検(refer)児が受診した場合、確実に精査医療機関への紹介連携を行う。

リファー後の精査医療機関



【新生児期以降の難聴児早期発見と診断について】

遅発性、進行性難聴の早期発見を図るため、各種乳幼児健診や家庭、未就学児通園施設からの訴えに基づき、上述同様の連携精査を行う。

(2)療育等相談支援機関

NHSの精査・診断後、早期聴覚補償についての説明と保護者の意思確認の下、聴覚障害児の発達支援・保護者の子育て支援に関わる療育指導を行う。また、専門相談機関として、保護者及び医療機関・市町村等の支援機関からの専門相談に応じる。

ア 療育機関*

京都府の未就学児の療育体制は府北部地域と政令指定都市である京都市を含む府南部地域に分けられる。府北部地域は、京都府立聾学校舞鶴分校内にある「京都府北部聴覚支援センター」が担当する。府南部地域には療育施設の選択肢があり、相互に連携している。京都市児童福祉センター内にある「児童発達支援センターうさぎ園」は京都市が設置する0歳から未就学児を対象とする施設であり、京都市内在住児を中心に、市外の府南部在住児の療育も担当している。一方、京都府立聾学校内にある「京都府聴覚支援センター」も京都市を含んだ京都府南部在住児に対して0歳から療育を行っており、保護者は地理的条件など個別のニーズに合わせて選択が可能で、両施設が連携して療育を行っている。うさぎ園に通う児も0～2歳児は聾学校早期教育相談という形で並行して通うことが可能で、3歳で聾学校幼稚部に入学する児の就学前教育がスムーズにスタートできるように工夫されている。3歳児以降は聾学校幼稚部及びうさぎ園各々の方針に基づいた支援を選択的に受けることで、効率的で整理された体制を構築している。この重層的かつ切れ目ない療育体制が京都府の特徴であり強みとなっている。上記3療育機関では未就学児とその保護者にきこえやことばの発達を中心とした療育や教育相談を実施し、聴覚の活用とともに、身振りや簡単な手話なども使った親子のコミュニケーションを成立させ、保護者が安心して育児するための支援を行う。

また、宇治市以南在住の聴覚障害児の支援ニーズに対応するため、宇治南山城支援学校内に「京都府南部視覚・聴覚支援センター」が設置されている。

療育と並行して、京都聴覚言語障害者福祉協会が運営する「にっこ城陽・にっこ二条(京都市)」においては、聴覚障害幼児・保護者の交流や手話・ベビーサインの学習等の機会を提供する。

なお、同協会は、上記の他、府内各地域に事業所(聴覚言語障害センター)があり、言語聴覚士、手話通訳士、相談支援専門員等による相談にも応じる。(P 43 事業所一覧参照)

療育等相談支援機関



【※療育機関】

本手引き書では、難聴を持つ子ども(就学前)の療育ないし教育を行う公的機関は、こども家庭庁所管の児童発達支援センターと文部科学省所管の聾学校幼稚部等を指す。制度的には、前者は乳児から就学までの難聴児を受け入れることができるのに対し、聾学校幼稚部の入学は3歳以上であるが、「乳幼児教育相談」として3歳未満や入学しない幼児に対応している。

イ 教育機関

府立聾学校及び同舞鶴分校は、上記の療育を遅滞なく進めるとともに、下記(ア)から(エ)のような3歳児からの幼稚部での教育や地域の幼稚園・保育所への聴覚障害教育・支援に関わる適切な指導・助言を行う。京都府南部視覚・聴覚支援センターは府立聾学校と連携して、宇治市以南在住の聴覚障害児を対象に(イ)～(エ)を中心とした多様な支援ニーズに対応する。

- (ア) 聾学校幼稚部での教育、幼稚園・保育所通園幼児への教育相談、就学に関わる相談
- (イ) 聴覚障害幼児が交流・在籍する幼稚園・保育所等への理解啓発
- (ウ) 聴覚障害幼児が装用する補聴器の適合調整や補聴援助機器等の使用に関する相談支援
- (エ) 多様な場で学ぶ聴覚障害幼児および就学後の児童生徒に対する教育相談、補聴器の適合調整や補聴援助機器等の使用に関する相談支援、および保護者の交流や啓発の機会の提供

(3)市町村

新生児聴覚検査事業の実施主体として、管内に住所を有する全新生児が NHS を受検できるよう、受診状況の把握や受診推奨を行うとともに、NHS 重要性の普及啓発、支援が必要な児への個別支援、相談対応を実施する。また、検査実施状況や支援状況については、別添の様式で府に報告をする。

ア 全新生児への NHS 実施に向けた取組(普及啓発)

- (ア) 検査を行うことの意義や目的等について、母子保健事業の場などにおいて保護者に周知する。
- (イ) 出生した施設で NHS を受けられなかった児でも受検できるよう、外来 NHS が可能な医療機関について周知する。
- (ウ) 保護者の不安の軽減を図るため、必要な時に保護者が相談できるよう、問い合わせ先や相談機関を周知する。

イ 受診状況・検査結果の把握

- (ア) 公費負担助成受診券発行時に、様式1(P32)等で、「きこえの検査(新生児聴覚検査)の案内」及び「検査結果の共有」に関する説明を行い、様式2「新生児聴覚検査同意書兼受診(結果)券」に保護者から署名をもらい同意を取得する。(保護者から同意いただいた場合は、母子健康手帳にシールを貼付する。P13 参照)
- (イ) 公費負担に係る産科医療機関等からの請求書や母子健康手帳の記録などを通して、検査日時、受検結果、検査機器、要再検(refer)となった児の紹介先精査医療機関名等を把握する。
- (ウ) 精密聴力検査機関を受診し、検査結果の共有に同意がある場合は、様式4(P36)で市町村に検査結果が報告されるため、その内容を把握する。
- (エ) 確認した受診状況等についてとりまとめ、継続的な検査実施状況等の把握に活用する。

ウ 個別支援

- (ア) NHS で、要再検(refer)になった保護者には、必要に応じて、主治医等と連絡をとり個別の援助を行う。
- (イ) 精密検査で、聴覚障害が確認された児に対して、主治医、療育機関及び福祉関係者と連携し、日常の育児の相談、保育、療育及び福祉制度の紹介等について、保護者の相談に対応するなど、援助を行う。
- (ウ) 精密検査の未受検者に対して、精査医療機関への受診勧奨を行う。
- (エ) 新生児期以降にも聴覚障害の早期発見を図るため、乳幼児健診等の充実に努める。

エ 検査実績報告

とりまとめの上、様式集 様式5及び6により、府に報告する。

【報告内容】

- ・新生児聴覚検査の実施状況(受検率、検査結果の把握率 等)
- ・精密検査の実施状況(受検率、受診時期、診断結果とその把握率、保護者への支援状況 等)
- ・療育の状況(療育開始児数、保護者支援状況 等)

(4)京都府

NHS から療育、そして教育まで一貫した支援を行うために、市町村、医療機関、療育機関、教育機関、福祉機関、当事者団体等の関係各機関が協力し、十分な連携を図り円滑な支援が実施できる体制を構築する。

ア 「京都府新生児聴覚検査精度管理委員会」(以下「委員会」という。)の設置

- (ア) 検査精度の維持向上、検査から療育体制の充実を図るため、学識経験者、医師会関係者、医療機関、保健所、市町村、聴覚障害児療育機関関係者、福祉関係者、教育関係者、当事者団体、府事務局等から選出した委員により運営する。
- (イ) 委員会は府の諮問を受けて NHS、精密検査の実施体制の検討、診断確定後の療育に関する実施体制の構築や事業及び事業実施の問題点について検討する。
- (ウ) 現状の把握
関係各機関の協力を得て以下の状況について把握する。
 - ・ 入院中に NHS を実施できる医療機関
 - ・ 外来で NHS を実施できる医療機関
 - ・ NHS に関する検査機器等
 - ・ 保護者からの相談を受け情報提供ができる機関
 - ・ 乳幼児の精密聴力検査を実施できる医療機関、遠方等で受診が困難な際の二次検査医療機関
 - ・ 聴覚障害のある乳幼児の療育機関とその療育内容
 - ・ 教育機関との連携構築
 - ・ その他
- (エ) 検査の実績等データの集約・分析と医療、行政、療育・福祉、教育等関係機関へのフィードバック

イ 手引きの作成と改訂

ウ 関係者への研修の実施